

# 令和5年度より 自閉症・情緒障害特別支援学級を増設します

豊島区教育委員会では「豊島区特別支援教育推進計画」に基づき、令和5年度より新たに小学校1校、中学校1校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設することになりました。



## ■「自閉症・情緒障害特別支援学級」とは

一般的な知的発達の遅れはないが、自閉症や情緒障害により、通常の学級での指導では十分な成果を上げることが難しい児童・生徒を日常的に指導するための学級です。

小集団(1学級あたり8人以内)のなかで、情緒の安定やコミュニケーション能力の育成を目指します。

学年相応の教科学習を行いながら、個々の特性や状態に応じた集団適応や、対人関係の安定を図り、社会参加に向けた資質を養うため自立活動の指導を実施します。

※自閉症・情緒障害特別支援学級の教科の学習は、原則通常の学級と同じ学習内容や指導内容になります。

## ■対象となる児童・生徒

次に掲げる(1)(2)の基準の両方に該当する児童・生徒

(1)一般的な知的発達の遅れがなく、以下の①または②に該当するものであること

- ①自閉症またはそれに類する障害で、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- ②主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

(2)原則、豊島区立小・中学校に在籍しており、特別支援教室における巡回指導を受けたことがあり巡回指導では課題の改善が困難であるもの。

※令和5年4月入学予定の新小学1年生は、入学後に学校とご相談ください。

## ○自閉症・情緒障害特別支援学級入級までの流れ

令和5年度から自閉症・情緒障害特別支援学級に入級するためには、就学相談を受けていただき、豊島区就学相談委員会で「自閉症・情緒障害特別支援学級での指導が必要」という判断ができる必要があります。

### 入級までの流れ

申込み⇒保護者面接・発達検査⇒在籍校から資料提出⇒在籍校での行動観察⇒就学相談委員会の判断⇒保護者への連絡・最終意向確認⇒入学・転学手続き

### 現在小・中学校に在籍されているお子さんの相談(転学相談)

下記の期間内に在籍校に相談をしてください。在籍校から申込書を提出していただきます。(南池袋小の自閉症・情緒障害学級への転学の場合も同様です。)

受付期間 9月1日(木)～9月30日(金)まで

### 令和5年度に中学校に入学する6年生のお子さんの相談(就学相談)

7月20日で従来の受付期間は終了しています。  
池袋中学校の自閉症・情緒障害学級を希望する場合のみ、受付期間を延長します。  
下記の期間内に保護者の方から教育センター就学相談担当まで電話もしくは電子申請でお申し込みください。

受付期間 9月1日(木)～9月30日(金)まで

※詳しくは豊島区公式HP教育センターのページをご覧ください。

※ すでに就学相談に申し込んでいる方で池袋中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級を希望したい場合は、9月30日(金)までに指定の申込書(該当者に個別に郵送しています)を提出もしくは上記の電子申請でお申し込みください。

(備考)

・児童・生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細やかな指導を行うための体制整備を図りながら運営していくため、1学級(8名以下)でスタートします。

### 【お問合わせ】

・入級方法・就学相談に関すること

豊島区教育センター教育相談グループ 就学相談担当 電話03(3590)6746

・指導内容に関すること

豊島区教育委員会事務局教育部指導課 指導主事 電話03(3981)1146